

労働安全衛生法の政省令改正により

令和6年4月から化学物質管理が変わります！

令和6年度から**業種・事業規模を問わず**、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が**義務づけられます**。

これまで危険性・有害性のある物質についてその情報が物質を使う人には伝達されていなかったこと、あるいは、伝達されても使う人が適切な取り扱いをしていなかったことが原因で、職場での労働災害がなかなか減りませんでした。

そのため、化学物質への理解を高め、**自律的な管理を基本とする仕組み**へと、職場の化学物質の管理が変わります。



★簡単な化学物質アセスメントツールのご紹介★

CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)

選択肢から回答を選ぶだけで簡単にリスクを見積もることが可能。

詳細については「**職場のあんぜんサイト**」を！



★事業者が実施すること★～実施に必要な4ステップ～

ステップ1 取り扱い化学物質を把握しましょう！

- ① 化学物質を使用している場面の抽出（作業現場の確認）
- ② 取り扱っている化学物質をリストアップ（SDS等から含有成分の情報を抽出）
- ③ リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- ④ 従来の安衛法の管理対象物質に該当するか確認

ステップ2 体制の整備

化学物質管理者選任、保護具着用管理責任者選任 など

ステップ3 リスクアセスメントの実施

（リスクアセスメント結果に基づきリスク低減措置の実施）

ステップ4 その他のポイントを確認

労働者への教育（雇入れ時の教育の拡充、職長等に対する安全衛生教育など）
 ラベル表示・SDS交付・がん原性物質への対応・労働災害時の対応

★GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム★

化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し絵表示等を用いて分かりやすく表示したものの



右記の赤枠で囲まれたGHSマークがラベルに表示されている製品は**危険性・有害性あり！**



困った時には、化学物質管理に関する無料相談窓口・もしくはお近くの労働基準監督署等へお問い合わせください。